

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月6日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県教育委員会規則第11号


教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（平成元年新潟県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（普通免許状の授与等の申請）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2～8 （略）</p> <p><u>9 有効期間満了により失効した普通免許状（県教育委員会が授与したものに限る。）を有する者が、再び授与を受けようとする場合に提出しなければならない書類に関する事項は、別に定める。</u></p> <p>（普通免許状の検定授与の申請）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 有効期間満了により失効した普通免許状（県教育委員会が検定授与したものに限る。）を有する者が、再び検定授与を受けようとする場合に提出しなければならない書類に関する事項は、別に定める。</u></p> <p>（臨時免許状の検定授与等の申請）</p> <p>第6条 免許法第4条の2第1項及び第2項、第5条第5項、第17条、第18条、同法附則第7項、昭和29年改正法附則第7項、第20項及び第21項並びに施行法第2条の規定による臨時免許状の検定授与を受けようとする者又は免許法第5条の2第3項の規定による免許状の新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p><u>(1) 第4条第1項各号（第4号及び第6号を除く。）に掲げる書類。ただし、現に効力を有する普通免許状を有する者にあつては、当該普通免許状の写しをもって、同項第3号に掲げる書類に代えることができる。</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（委任）</p> <p>第25条 <u>この規則で定めるもののほか、教育職員の免許状に関し必要な事項は、教育長が定める。</u></p>	<p>（普通免許状の授与等の申請）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2～8 （略）</p> <p>（普通免許状の検定授与の申請）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（臨時免許状の検定授与等の申請）</p> <p>第6条 免許法第4条の2第1項及び第2項、第5条第5項、第17条、第18条、同法附則第7項、昭和29年改正法附則第7項、第20項及び第21項並びに施行法第2条の規定による臨時免許状の検定授与を受けようとする者又は免許法第5条の2第3項の規定による免許状の新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p><u>(1) 第4条第1項各号に掲げる書類。ただし、同項第6号に掲げる書類を除く。</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（委任）</p> <p>第25条 <u>この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。</u></p>

<p>別記 第22号様式（第20条関係） 第 号 教科担任許可書 （略） 新潟県教育委員会</p> <p>第25号様式（第22条関係） （教育職員）特別免許状 （略）</p> <p>備考</p>	<p>別記 第22号様式（第20条関係） 第 号 教科担任許可書 （略） 新潟県教育委員会 </p> <p>第25号様式（第22条関係） （教育職員）特別免許状 （略） <u>有効期間の満了の日</u></p> <p>備考</p>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。